

夏季休業中の学校閉庁日 (日直を置かない日)のお知らせ

本年度も小・中学校において、8月13日(火)～15日(木)を、学校閉庁日(日直を置かない日)とします。緊急時の連絡は、学校教育課(東館3階)までお願いします。学校教育課から学校長に連絡を行います。

問い合わせ	学校教育課 ☎ 22-2273 FAX 22-2270
-------	--------------------------------

こども Do (ど) まんなか 作文募集!

こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、日ごろから皆さんが思っていること、日々の生活の中で不思議に思うことや疑問に感じることなど、広く意見を募集します。

皆さんからいただいたご意見は、市のホームページなどで紹介予定です。

作文募集要項

応募資格 吉野川市内在住の小学生・中学生・高校生 【応募者全員に参加賞あり】(吉野川市内の小・中学校および高等学校に市外から通学する児童・生徒を含みます)

テーマ 例①わたしが考える20年後の吉野川市
②伸ばしたい!吉野川市のいいところ

③「こどもまんなか社会」のまちづくりを考える など

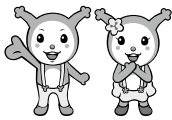
応募規定 400字詰め原稿用紙2枚程度(A4レポート用紙などに書いたものも可)作文には学校名、学年、氏名を明記してください。

※応募作品は本人が創作したもので、未発表のものに限ります。

※作文は返却しません。

応募締切 8月31日(土) 必着

※吉野川市内の小・中学校・高等学校に通学している生徒は、作品を学校に提出してください。その他の方は、住所、氏名、年齢、電話番号を記載し、吉野川市こども未来課まで持参、または郵送してください。



問い合わせ	こども未来課 ☎ 22-2266 FAX 22-2245
-------	---------------------------------

第11回 吉野川市 「ストップ!児童虐待」作品展 作品募集

募集作品

①絵画・ポスター部門 ②作文部門 ③標語部門
④書道部門

※応募規定などは各小・中学校に配布するチラシにて確認いただくか、問い合わせください。

応募資格

本市在住の小・中学校、または本市内の小・中学校に通う児童・生徒

※標語部門については本市在住の一般の方も応募できます。

募集期間 8月26日(月)～9月6日(金)

※出展いただいた全ての方に参加賞を贈呈します。

展示場所 市役所東館市民ホール(展示を希望しない方は、作品提出時に申し出てください。)併せて、児童虐待防止啓発パネル展も開催予定です。

展示期間 11月の2週間程度

土・日、祝日以外の午前8時30分から午後5時15分まで

※詳細が決定した後、市ホームページなどでお知らせします。

提出方法

こども家庭センター(本館1階)まで持参または郵送してください。

なお、吉野川市内の学校に通っている小・中学生は、作品を学校に提出してください。

問い合わせ	こども家庭センター ☎ 22-2267 FAX 22-2245
-------	------------------------------------

不用となった公有財産を売却します

本市では、不用となった公有財産を、「KSI 官公庁オークション」のインターネットシステムを利用して売却しています。

参加方法や売却物件などは下記二次元コードから確認してください。

※次回は、7月12日(金)

午後1時公開開始です。

市ホームページ
二次元コード



問い合わせ	財務課 ☎ 22-2221 FAX 22-2244
-------	------------------------------

重度心身障がい者等医療費 受給者の方へ

～更新手続きはお済みですか?～

この手続きは、令和6年8月1日から継続して重度医療を受けるための大切な手続きですので、更新手続きがまだお済みでない方は忘れずに申請してください。対象者には関係書類を送付しています。

受付場所

社会福祉課障がい福祉係(本館2館)、または各支所(川島・山川・美郷)

※受付場所へ来ることが困難な方は、郵送でも申請できます。(6月中に送付した個別通知に同封の返信用封筒を利用してください。)

☆自動更新となる方☆ 後期高齢者医療被保険者証・吉野川市国民健康保険証をお持ちで引き続き該当する方は更新手続きが不要です。8月からの受給者証は7月中に送付します。	
--	--

問い合わせ 受け付け	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 22-2263 FAX 22-2260
---------------	---------------------------------------

主任児童委員へご相談ください

主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員のうち子どもや子育てに関する相談・支援を専門的に担当しています。

不安に感じていることや悩みなどを打ち明けられる身近な相談相手となり、必要に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。

相談内容は、守秘義務にのっとって固く守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行いますので、お気軽にご相談ください。

【鴨島地区】松永雅行、葉柳美智子、桑原淳二

【川島地区】山口雄三、横田温生

【山川地区】松原徹子、緒方美保、
吉田國俊

【美郷地区】後藤田君恵



問い合わせ	社会福祉課 地域福祉係 ☎ 22-2261 FAX 22-2260
-------	--------------------------------------

2024年度 第2回吉野川市人権講座のご案内

と き 8月22日(木)
午後3時から(90分程度)

と ころ 吉野川市役所本館3階大会議室

講 師 元日本テレビアナウンサー
敷本 雅子(やぶもと まさこ)さん

演 題 ニュースが伝えない差別の裏側
～ハンセン病、部落、女性～

参 加 費 無料

申込方法 電話・FAX または Eメール

申込内容 氏名・電話番号など

申込期限 8月16日(金) 午後5時

※要事前申込

問い合わせ 申し込み	人権課・人権教育推進協議会 ☎ 22-2229 FAX 22-2260 Eメール jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp
---------------	---

すべての人々の人権が尊重される 社会の実現を! 部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日施行)をご存じですか。この法律では、現在もなお部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、もって「部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。

同和問題(部落差別)とは

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上でさまざまな差別を受けているという、我が国固有の人権問題です。同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

問い合わせ	人権課 ☎ 22-2229 FAX 22-2260
-------	------------------------------